

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日から、A会社を元請とする、B内の建設工事現場（以下「事業場」という。）において、溶接工として就労していた。
- 2 請求人によると、○年○月○日、事業場において重さ約60kgのL型材を切断するため、同材を手で持ち上げて取付場所まで運ぶ作業を20～30回繰り返したところ、右腕、右足が痛くなり、その後両腕から背中に痛みを感じるようになったという。請求人は、○月○日、C病院に受診し「右頸肩腕症候群」の傷病名で加療し、以後、複数の医療機関において療養した結果、○年○月○日に治癒（症状固定）した。治癒時の傷病名は、「頸椎椎間板ヘルニア、右上腕骨外上顆炎」（以下「旧傷病」という。）であった。
- 3 請求人は、治癒後、障害が残存するとして障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「旧処分」という。）をした。

その後、請求人は、○年○月○日、D整形外科を受診し、「両肘・両膝挫傷」（以下「前回傷病」という。）と診断され、前回傷病に係る休業について休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。請求人は旧処分及び前回処分を不服として審査請求を経て再審査

請求をそれぞれ行ったが、当審査会は○年○月○日付けでこれらを棄却する旨の各裁決をした（平成29年労第130号及び平成29年労第131号。以下「前回各裁決」という。）。

4 本件は、請求人が前回処分に後続する休業期間（○年○月○日から○年○月○日までの期間）について休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

5 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争点

請求人の後記第6の2（1）記載の本件傷病が旧傷病の再発によるものであると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人が本件の請求に際して、監督署長に提出した休業補償給付支給請求書（以下「休業請求書」という。）中の診療担当者の記載欄には主治医等による記載がなく、代わりに、E医師の作成した診断書を添付しており、同診断書によれば、請求人の病名として、「左肘挫傷、右肘挫傷、頸椎椎間板ヘルニア」（以下、これらの傷病を併せて「本件傷病」という。）が記載され、請求人の頸部痛等に対し消炎鎮痛剤を処方した旨が記されていることから、請求人の本件休業補償

給付の請求の趣旨は、旧傷病が再発し、本件傷病に係る療養のため労働することができず賃金を受けられなかったとするものであると推認される。

(2) 請求人は本件傷病が旧傷病の再発である旨主張しており、本件再審査請求は前回処分に係る請求と同一の理由による後続請求と認められるところ、請求人の提出した休業請求書の必要的記載事項である診療担当者の記載欄について、請求人の療養の期間及び療養のため労働することができなかつたと認められる期間を含め、医師による記載がされていない。また、請求人から提出された同医師の前記診断書の内容を詳細にみても、再発の要件である本件傷病と旧傷病との間に医学的な相当因果関係を認める趣旨の記載はないことはもとより、本件傷病に係る頸椎椎間板ヘルニアについて、再発要件である治癒時の症状と比べて増悪している旨の記載もないことなどに照らせば、決定書理由に説示するとおり、本件傷病は、再発の要件を満たすものとみることはできないから、旧傷病の再発と認めることはできない。

なお、請求人は、既に治癒とされた頸椎椎間板ヘルニアについて、画像所見があり完治していないにもかかわらず、休業補償給付が支給されないのはおかしい旨主張するが、そもそも、労災保険における治癒（症状固定）とは、全治ないし完治を必ずしも意味するものではなく、急性症状が消退し、慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない状態となったことを意味するから、請求人の主張は採用することができない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。